

令和7年11月28日（金）	
島根県教育庁総務課	
課長	瀧 恵美
課長補佐	山崎 明
電話番号	0852-22-5407

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 該当職員

- | | |
|--------|----------|
| (1) 所属 | 県西部の県立学校 |
| (2) 職名 | 会計年度任用職員 |
| (3) 年齢 | 72歳 |
| (4) 性別 | 男性 |

2 事案の概要

当該職員は、県教育委員会以外の業務を兼業することによって、令和3年7月から令和7年8月の間に合計5時間5分、報酬額で4,616円に相当する勤務時間を勤務していなかったにもかかわらず、当該勤務時間に係る報酬額を不正に受給していた。

なお、不正に受給していた報酬額は全額返納されている。

3 処分内容

懲戒処分「停職 令和8年3月31日まで」
※ 量定としては「停職 6月」相当と判断するが、当該職員の任期が令和8年3月31日までであり、今回の事案を受けて任期を更新しないこととしているため、任期末日までの処分とした。

4 発令日

令和7年11月28日

5 処分理由

当該職員の行為は詐欺に当たり得る行為であり、県民の県行政に対する信頼を著しく損ない、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反し、同法第29条第1項1号及び第3号に該当するため、厳正に処分した。

6 管理監督者

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 処分対象者 | 校長及び事務長 |
| (2) 処分内容 | 厳重注意 |

7 その他

服務規律の確保について各職員への徹底を図るよう、本日付けで全所属長に対して文書通知を行った。